

**教育に関する事務の管理及び執行
状況の点検及び評価報告書
(平成24年度実績)**

平成25年8月

壮瞥町教育委員会

目次

I	点検・評価制度の概要	1～2
1	経緯	
2	目的	
3	対象事業の考え方	
4	学識経験者の知見の活用	
II	教育委員会の活動状況	
1	教育委員会の活動	3
	①平成24年度教育委員会活動一覧	
2	項目別の活動	4～8
	①教育委員会会議	
	②視察・訪問	
	③各種行事・会議・研修会等への参加	
III	付属機関の活動状況	
1	社会教育委員会の活動	9
2	文化財審議会の活動	9
3	スポーツ推進委員会の活動	10
IV	点検・評価	10
V	学識経験者の意見	10
VI	点検・評価の結果	11

<参考資料>

平成24年度 壮警町教育行政執行方針

I 点検・評価制度の概要

1 経緯

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成20年4月から施行されました。

教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）は、地教行法の改正目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第27条の規定に基づき、実施するものであります。

2 目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会であります。その役割は、専門的な行政官で構成される事務局を、様々な属性を持った複数の委員による合議により、指揮監督（レイマンコントロール）し、中立的な意思決定を行うものとされます。

事務の点検・評価は、地教行法第27条の規定に基づき、教育委員会が、教育長以下の事務局を含む広い意味での教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的としています。

3 対象事業の考え方

本年の点検・評価の対象事業は、前年度である平成24年度分の事業実績としました。その対象範囲は、学校での学習指導・生徒指導に関することや社会教育に関する事など地教行法第23条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務をはじめ、町長の補助執行として行っている事務を含む、本委員会が所管するすべての事務としています。

事業のまとめ方については、平成24年度教育行政方針に位置付けられた、壮瞥町教育委員会において実施した主な施策・事業等を網羅する形で対象事業を選定しています。

4 学識経験者の知見の活用

地教行法第27条2項の規定による教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会が行った施策・事業等の実施状況についての点検及び評価の客観性を確保するとともに、今後の取組に向けた活用を図るため、教育に関し学識経験を有する方から点検及び評価に関する意見や助言をいただきました。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の既定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅱ 教育委員会の活動状況

平成24年度の教育委員会の活動について、「教育委員会会議」や「学校訪問」などの項目に分け、教育委員会自身による点検を行いました。

1 教育委員会の活動

教育委員会会議については、毎月1回を原則として開催する定例会と必要に応じて開催する協議会があり、教育に関する様々な案件について検討し議決を行いました。

以下、平成24年度の主な活動について下記のとおり報告します。

①平成24年度教育委員会活動一覧

4月 2日 (月)	平成24年度 教職員辞令交付式
4月13日 (金)	第5回 定例会
5月10日 (木)	第6回 定例会・協議会
5月23日 (水)	春期学校訪問 (町内小中高等学校訪問)
6月 6日 (水)	第7回 定例会・協議会
6月25日 (金)	第8回 臨時会・協議会
7月11日 (水)	第49回北海道市町村教育委員研修会 (札幌市)
7月12日 (木)	教育委員道内視察 (倶知安町・真狩村)
7月23日 (月)	第60回胆振管内婦人大会 (壮瞥町地域交流センター)
8月 3日 (金)	協議会
8月17日～19日	壮瞥町防災キャンプ (久保内小学校ほか)
9月 3日 (月)	第9回 定例会・協議会
10月 4日～ 5日	第56回北海道公民館協会全道大会 (壮瞥町地域交流センター)
10月10日 (水)	第10回 定例会・協議会
10月11日、12日	JAXA講演会 (森と木の里センター、壮瞥町地域交流センター)
10月12日～15日	ケミヤルヴィ訪問団来町対応
10月30日 (火)	秋期学校訪問 (1日目)
10月31日 (水)	秋期学校訪問 (2日目)・協議会
11月19日 (月)	第11回 定例会
12月 1日 (土)	胆振管内体育協会研修会 (壮瞥町地域交流センター)
12月 6日 (木)	第12回 定例会・協議会
12月17日 (月)	第13回 臨時会
1月10日 (木)	第1回 定例会・協議会
1月13日 (日)	平成24年成人式 (壮瞥町地域交流センター)

2月 7～ 8日	胆振管内教育委員会委員研修会（登別市）
2月14日（木）	第2回 定例会・協議会
2月22日（金）	壮瞥町・ケミヤルヴィ市友好都市提携契約調印式（壮瞥町地域交流センター）
3月13日（水）	第3回 定例会・協議会
3月18日～19日	胆振管内社会教育主事会（壮瞥町地域交流センター）
3月27日（水）	第4回 臨時会・協議会

2 項目別の活動

① 教育委員会議

4月13日 第5回 定例会

番 号	案 件
報告第8号	教育委員会所管施設の館長等の任免について
議案第9号	平成24年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
議案第10号	壮瞥町就学指導委員の委嘱について

5月10日 第6回 定例会

番 号	案 件
議案第11号	壮瞥町立学校評議員の委嘱について
議案第12号	壮瞥町立学校評価実施要綱の制定について
議案第13号	壮瞥町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第14号	壮瞥町立学校職員服務規程の一部を改正する規程の制定について

5月10日 協議会

番 号	案 件
協議第1号	春期教育委員学校訪問の日程について
協議第2号	転入教職員町内視察の日程について

6月6日 第7回 定例会

番 号	案 件
議案第15号	平成24年度教育費予算の補正について
議案第16号	壮瞥町社会教育委員の委嘱について
議案第17号	壮瞥町立学校関係者評価委員の委嘱について
議案第18号	壮瞥町立学校第三者評価委員の委嘱について
議案第19号	平成24年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

議案第20号	壮瞥町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第21号	壮瞥町立学校職員服務規程の一部を改正する規程の制定について

6月6日 協議会

番 号	案 件
協議第1号	教育委員道内視察について
協議第2号	北海道市町村教育委員研修会について
協議第3号	「防災キャンプ」の実施について

6月25日 第8回 臨時会

番 号	案 件
議案第22号	損害賠償額の決定及びこれに係る和解について
議案第23号	平成24年度教育費予算の補正について

8月3日 協議会

番 号	案 件
協議第1号	教育委員会教育長動静報告について
協議第2号	学校教育の取組（現状）について
協議第3号	社会教育の取組（現状）について

9月3日 第9回 定例会

番 号	案 件
議案第24号	壮瞥町教育委員会会議規則の全部を改正する規則の制定について
議案第25号	平成24年度教育費予算の補正について
選挙第1号	壮瞥町教育委員会委員長の選挙について

9月3日 協議会

番 号	案 件
協議第1号	いじめの問題について
協議第2号	「防災キャンプ」の実施報告について
協議第3号	壮瞥高校の新しい学科及び教育課程について

10月10日 第10回 定例会

番 号	案 件
報告第9号	教育委員会委員の任命について

議案第26号	壮瞥町文化財の指定にかかる諮問について
--------	---------------------

10月10日 協議会

番号	案	件
協議第1号	教育委員会事業の行事予定について	

11月19日 第11回 定例会

番号	案	件
議案第27号	紫明苑の史跡指定について	

12月6日 第12回 定例会

番号	案	件
議案第28号	平成24年度教育費予算の補正について	
議案第29号	平成25年度新入学児童及び特別支援学級・通常学級在籍児童生徒の就学措置に関する諮問について	

12月6日 協議会

番号	案	件
協議第1号	壮瞥高等学校の振興対策について	
協議第2号	給食センターの在り方について	
協議第3号	彫刻公園の彫刻の現況調査と今後の対応について	
協議第4号	今後の会議日程等について	

12月17日 第13回 臨時会

番号	案	件
報告第10号	教育委員会委員の任命について	
議案第30号	教育委員会教育長の選任について	
議案第31号	平成25年度教育費予算について	

1月10日 第1回 定例会

番号	案	件
報告第1号	平成25年度新入学児童及び特別支援学級・通常学級在籍児童生徒の就学措置に関する答申について	

1月10日 協議会

番号	案	件
協議第1号	壮瞥町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について	

協議第2号	学校給食について
協議第3号	平成24年度全国学力・学習状況調査の公表について
協議第4号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成23年度実績）について

2月14日 第2回 定例会

番号	案 件
議案第1号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成23年度実績）について
議案第2号	壮瞥町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
議案第3号	平成25年度教育行政執行方針について
議案第4号	学校職員の処分の内申について

2月14日 協議会

番号	案 件
協議第1号	卒業式・入学式の割り振りについて
協議第2号	平成25年度教育費予算について
協議第3号	いじめ及び体罰について
協議第4号	平成24年度学力・学習状況調査について

3月13日 第3回 定例会

番号	案 件
報告第2号	平成24年度教育費予算の専決処分について
報告第3号	一般教職員等人事について
議案第5号	教職員管理職人事について

3月13日 協議会

番号	案 件
協議第1号	ケミヤルヴィ市訪問団の対応について
協議第2号	平成24年度学校評価について
協議第3号	体罰に係る実態把握について
協議第4号	平成25年度辞令交付式について
協議第5号	教職員給与費の適正執行調査に基づく処分対応について

3月27日 第4回臨時会

番 号	案 件
報告第4号	一般教職員等人事について
議案第6号	教育委員会事務局職員の任免について
議案第7号	平成25年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
議案第8号	学校職員の訓戒措置について

3月27日 協議会

番 号	案 件
協議第1号	教職員給与費の適正執行調査に基づく処分対応について
協議第2号	教育委員会所管の嘱託職員の任用について

予算審議、規則改正、各種委員の承認等、事務的な手続きによるもの以外についても各委員からは高い関心と問題意識を持って積極的に発言をいただきました。

これからも議案として取り扱う中で内容を良く吟味し、慎重な審議が出来る議事運営に努めていきます。

②視察・訪問

教育委員会会議のほか、春期と秋期の2回に町内の各学校を訪問し、春期は各学校運営や取り組みなどについて意見交換を行い、秋期は次年度予算の要望事項を中心に意見交換を行いました。

- ・春期学校訪問 平成24年 5月23日（水）各小中高等学校
- ・秋期学校訪問 平成24年10月30日（火）久保内中学校・久保内小学校
・壮瞥高等学校
10月31日（水）壮瞥小学校・壮瞥中学校

③各種行事・会議・研修会等への参加

町内各学校の入学式・卒業式に教育委員長・各教育委員・教育長が出席しております。

また、各学校行事においても積極的に参加しております。また道教委等の主催する研修会や道内各市町村の先進地域への視察研修を行いました。

- ・平成24年 7月11日 第49回北海道市町村教育委員研修会（札幌市）
- ・平成24年 7月12日 教育委員視察研修（倶知安町・真狩村）
- ・平成25年 2月 7日～8日 胆振管内教育委員会委員研修会（登別市）

Ⅲ 附属機関の活動状況

1. 社会教育委員会の活動

平成24年度は2回の会議を実施し、1回目は平成24年度事業計画と活動計画について説明し、委員からは社会的に問題となっているいじめ問題について、社会教育としての取組などについて、貴重なご意見をいただきました。また、研究協議では、アンケート調査についてのご意見をいただきました。

2回目は平成24年度事業報告及び平成25年度事業案について説明し、いじめ問題に対する社会教育事業での取り組み等についてご意見をいただきました。

2. 文化財審議会委員会の活動

文化財審議会委員会の活動は、町の文化財や歴史的に価値の高い物などに対する課題や検討事項について会議等の開催や調査活動等を行っております。

平成24年度においては、3回の会議と1回の調査研修を行いました。

1回目の会議では、紫明苑（壮瞥小屋）の由緒と、視察研修についての説明と意見交換を行いました。

視察研修では、北海道立文書館及び北海道大学図書館等を訪れ、紫明苑（壮瞥小屋）及び橋口文蔵氏に関する資料等の調査を行いました。

2回目の会議では、教育委員会から諮問された紫明苑の史跡指定について、答申をまとめました。

壮瞥町町制施行50周年記念式典の開催に併せ、改修工事を進めていた紫明苑（壮瞥小屋）の見学会を、11月3日に行い、また、11月19日には、紫明苑(壮瞥小屋)が、教育委員会により壮瞥町史跡に指定されました。

3回目の会議では、紫明苑の由緒等の説明板についての協議検討を行いました。

3. スポーツ推進委員会の活動

主に、4回開催する定例会で社会体育事業の内容を検討したり、スキースクールやミニバレーボール大会の運営補助を通じて、町民から寄せられた要望や意見など広く情報を収集し、社会体育事業を企画する際に積極的に反映しています。

平成24年度は、胆振管内体育協会研修会が本町において開催され、スポーツに関する会員相互の情報交換と交流が図られたほか、西胆振スポーツ推進委員交流研修会が伊達市で開催され、委員同士の情報交換と交流も図られました。

また、全道や管内研修などに参加し、先進事例や社会体育に関する知識を高め、平

成 2 2 年 3 月 2 5 日に設立された総合型地域スポーツクラブ『地遊クラブ“ジョイ”』の運営補助や指導、助言などの協力も行っております。

IV 点検・評価

教育委員会では、平成 2 4 年度教育行政執行方針に掲げられた重点項目に基づき、その中に盛り込まれた施策・事業内容について自己点検及び評価をおこなっております。

なお、「教育行政執行方針」の詳しい内容につきましては、参考資料「平成 2 4 年度教育行政執行方針」をお読み下さい。

V 学識経験者の意見

地教行法第 2 7 条第 2 項の規定による教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会が行った点検及び評価の結果に関し、意見や助言をいただくこととしました。

このことにより、点検及び評価の客観性を確保するとともに、いただいたご意見等については、今後の施策や事業等の展開に活用していきます。

次の 2 人の方からご意見をいただきました。

- ・ 仲 島 輝 夫 氏 （そうべつ子どもセンター児童厚生員・元小学校校長）
- ・ 渡 内 一 夫 氏 （元壮瞥町教育委員会委員）

【総合的な意見】

壮瞥町教育行政執行方針を中心とした各分野で、壮瞥町の自然環境や人口規模等、地域の特性を十分に引き出した取り組みがなされ、それが一つ一つ実を結んでいる印象を強く受けます。学校教育では、保育所を含めた学校種間交流を積極的に取り入れ、特別支援教育では、支援員の確保に尽力いただきました。子どもたちの成長にプラスとなることを最優先に考え、学校と教育委員会、その他関係機関との連携協力ができているものと感じました。取り組みは大変素晴らしいものでありますが、環境整備として、学校施設の老朽化が目立ってきております。事故の未然防止に向けた施設の点検及び改修について検討願います。また、社会教育では、各ボランティアの方々の力を活かした取り組みがきめ細やかに実施されています。予算的な課題はありますが、今後も、この様な活動を継続して取り組んでいただきたいと思います。

VI 点検・評価の結果

【個別項目の意見】

1. 社会を生き抜く「確かな学力」を育む
 - 1) 学習習慣の確立と基礎基本の定着に向けた取り組みについて・・・点・評1
 - 2) 教職員の資質向上を目指す取り組みについて・・・点・評2
 - 3) 幼・小・中連携及び学校種間連携の取り組みについて・・・点・評3

2. 豊かな人間性の育成と健康と体力づくり
 - 1) いじめ問題に対する取り組みについて・・・点・評4
 - 2) 特別支援教育の取り組みについて・・・点・評5
 - 3) 健康と体力づくりの取り組みについて・・・点・評6

3. 開かれた学校づくりと安心して学べる環境づくり
 - 1) 学校評価の取り組みについて・・・点・評7
 - 2) 児童生徒の安全確保の取り組みについて・・・点・評8

4. 小中学校の適正配置と学校給食
 - 1) 小中学校の適正配置について・・・点・評9
 - 2) 学校給食施設の更新・運営の方向性について・・・点・評10

5. 農業高校の特色を生かした人材の育成
 - 1) 特色ある農業教育の実践と人材育成の取り組みについて・・・点・評11

6. 生涯学習の推進
 - 1) 家庭教育に関する取り組みについて・・・点・評12
 - 2) 青少年教育、成人・高齢者教育に関する取り組みについて・・・点・評13

7. 芸術・文化の振興と読書推進
 - 1) 芸術・文化の振興の取り組みについて・・・点・評14
 - 2) 読書推進の取り組みについて・・・点・評15

8. 国際理解教育の推進とスポーツの振興
 - 1) 国際理解教育の推進の取り組みについて・・・点・評16
 - 2) 生涯スポーツ社会の実現を目指す取り組みについて・・・点・評17

《重点施策》 1. 社会を生き抜く「確かな学力」を育む

《点検・評価項目》 1) 学習習慣の確立と基礎基本の定着に向けた取り組みについて

《取組状況》

児童生徒に確かな学力を定着させる取り組みとして、平成22年度に策定した「家庭学習のてびき」を活用した家庭での学習習慣の確立の取り組みを引き続き行ったほか、習熟度に応じた授業展開を図るため、指導方法工夫改善のための加配教員や巡回指導教員等を配置し、児童生徒の学力向上に努めました。

また、放課後学習や長期休業中での学習サポート事業などの推進を図ったほか、町内義務教育4校とも、胆振管内学力向上アクションプラン推進校として、「チャレンジテスト」や全国学力・学習状況調査過去問題の活用のほか、壮瞥町独自の取り組みとして、教研式標準学力検査の公費負担を導入するなど、学力向上に向けての取り組みを中心に基礎基本の定着に取り組みました。

《内部評価》

校内での学力向上の取り組みとして、小学校ではT・T授業の実施やチャレンジテストを活用した補充学習、放課後や長期休業中を利用した学習サポート事業が定着し、児童生徒の学習意欲の向上が図られてきたと考えます。

また、中学校では課題である数学の基礎・基本を定着させるため、朝授業前の10分間テストや習熟度に応じたグループ授業の実施など、確実に生徒の基礎学力の向上が見られる状況になってきていると考えます。

家庭での取り組みについては、学習状況調査の結果を基に、就寝時間や食事、学習習慣など生活習慣の改善を図る取り組みについて、学級通信や学級懇談会、家庭訪問などで啓発に努めました。

《課題と方向性》

家庭学習をしていると答える児童生徒の割合が低く、課題が残る面があります。家庭学習の定着は、学力向上の起爆剤ととらえ、家庭学習の手引の活用し、家庭学習の意義、方法などについて、積極的に啓蒙し、保護者の意識を高めるなど、家庭学習の定着と質の向上に務めていく必要があります。

また、学校評価において掲げた、学力向上に向けた基礎・基本の着実な定着のための改善策等にあるとおり、日常の授業づくりの改善等を継続して進めていく必要があります。次年度以降も、指導方法工夫改善の加配教員や巡回指導教員を活用したT T授業の実施やわかりやすい授業づくりを進め、児童生徒の基礎基本の定着に努めていくべきと考えます。

《外部意見》

平成22年度に作成された「家庭学習のてびき」の継続的な活用や巡回指導教員等の加配教員の配置等、基礎基本の定着に向けた様々な取り組みがなされています。加配教員の配置は人事が絡むことでもありますので、非常に継続的な配置は難しいと思いますが、このような努力を積み重ね、長い時間をかけて少しずつ着実に進んでいくことが、いずれ実を結ぶものと思います。これからも基礎基本の定着に向けた継続的な取り組みをお願いします。

《重点施策》 1. 社会を生き抜く「確かな学力」を育む

《点検・評価項目》 2) 教職員の資質向上を目指す取り組みについて

《取組状況》

教職員の資質向上を目指す取り組みとして、前年度から引き続き指導方法工夫改善の加配教員を配置したほか、今年度から巡回指導教員を配置し、若手教員等とのTT授業の実施や授業づくりの指導等を進めました。

また、各学校において、指導方法の工夫・改善、全教員による研究授業、各種研修会への参加、校内研修の活発化に取り組むとともに、壮瞥町教育研究会での公開研究会を通じた実践的指導力の向上等に取り組みました。具体的には、PDCAサイクルを重視した研修体制の確立、計画的な研究授業の実施や、生徒による全教科での授業アンケート等を実施し、各取り組みについての達成基準を学校評価の中で定め、取り組みについての考察、分析を行い、次年度以降の更なる資質向上に向けた改善策等を定めました。

《内部評価》

指導方法工夫改善加配教員及び巡回指導教員による若手教員等とのTT授業の実施や授業づくりの指導など、指導方法や指導体制の工夫改善を図り、教員の資質向上と児童生徒の学力向上に一定の成果があったと評価しています。

また、各学校におけるそれぞれの取り組みについては、計画的に実施できたものがある一方で、達成基準を満たさなかったものもありました。

各学校において、今年度の取り組みについて、考察・分析を行い、学校評価に係る第三者評価委員からの総合的な意見を参考に、次年度以降、継続して取り組んで行くものと改善措置を講じるものを整理した上で、更なる教職員の資質向上に取り組んでいく必要があるものと考えています。

《課題と方向性》

教員加配による教職員の資質向上に向けた取り組みについては、今後も継続して実施することで、更なる教職員の資質向上が図られることから、胆振教育局及び関係機関との連携を密に図りながら執り進める必要があると考えます。

また、全教員による研究授業、各種研修会への参加、校内研修の活発化など、地道な取り組みが教職員の資質向上と児童生徒の学力向上につながっていくと考えられることから、本年度の成果及び改善点等を踏まえ、次年度以降も継続して取り組んで行く必要があると考えます。

《外部意見》

学力の向上のために必要な要素の一つとして教職員の資質向上が大きく関わっているものと思います。一人一人の資質向上に向けた方策として、指導方法の工夫・改善や全教員による研究授業でも一歩進んだ取り組みがそれぞれの学校で行われており、指導力の向上に努力されていると思いますが、指導力は専門的知識のみではなく、児童生徒一人一人との係わり方や理解力が資質の大きな要素でもあります。専門的知識を深めることと同様に子どもとどのように関わって行けばよいかという部分でも力を高めることが重要と感じます。

《重点施策》 1. 社会を生き抜く「確かな学力」を育む

《点検・評価項目》 3) 保・小・中連携及び学校種間連携の取り組みについて

《取組状況》

そうべつ保育所と壮瞥小学校の交流では、管理職等による保育所参観や、年長組と5年生を中心とした交流活動を複数回実施したほか、卒業生の引継業務を実施しました。

壮瞥小学校と壮瞥中学校の交流では、6年生が壮瞥中学校に一日体験入学を行ったほか、小学校運動会での中学校吹奏楽部の演奏、教職員による授業実践交流・連携研究会、卒業生の引継業務を行いました。また、壮瞥小学校と壮瞥高校の交流では、「花交流」を通して年間6回の交流活動を実施しました。

久保内保育所、久保内小学校及び久保内中学校では、毎年行っている合同の大運動会の実施のほか、授業参観交流、生徒指導研修会を実施しました。

《内部評価》

今年度は、校種間での取り組みへの研究に加え、町教育研究会での研究主題への設定や、豊浦町での取り組みに関する研究など、保・小・中連携及び学校種間連携や交流活動の取り組みを具体的に進めたことで、指導内容や指導方法の相互理解を図ることができ、また、教職員間の円滑な連携による児童生徒の実態把握と情報共有を推進に一定の成果があったと評価しています。また、異年齢交流活動については、保護者アンケートの結果、高い評価を得ております。

次年度以降は、中学生フィンランド国派遣事業に代表される中学校同士の連携に加え、小学校同士の交流の深化に向けた具体的な取り組みの実施など同校種間連携の更なる取り組みを進めていくことが必要と考えます。

《課題と方向性》

保・小・中連携及び学校種間連携の取り組みに当たっては、年間計画に位置付け、計画的な実践が行えるよう改善を図っていく必要があると考えます。

また、同校種間の連携についても、指導内容や指導方法の相互理解を図るため、交流内容を検討し、交流活動を具体化していく必要があるものと考えます。

また、毎年行っている町教育研究会の活動の中で、学校間連携を図るための取り組みの研究を進めていくことも必要と考えます。

次年度以降は、保・小・中連携に継続して取り組んでいくとともに、同校種間の連携について更なる取り組みの充実を図る必要があると考えます。

《外部意見》

年々、学校種間交流が盛んになっているように感じます。例えば、久保内地区の保・小・中学校大運動会のような取り組みが基礎となって、連携がより一層活発なものになっていくものと思います。学校種間で教員同士お互いが授業参観し合い、それが子どもたちを間に挟んでの交流となって、学力向上や教員の資質向上にもつながっていくことが期待できますので、これからも学校種間連携に取り組んでいただき、可能であれば地域や事業所、他市町などとの幅の広い交流も持てるようになれば良いものになると思います。

《重点施策》 2. 豊かな人間性の育成と健康と体力づくり

《点検・評価項目》 1) いじめの問題に対する取り組みについて

《取組状況》

いじめの問題に対する取り組みについては、毎年、北海道教育委員会が行ういじめの問題に関する調査による実態把握といじめの問題の未然防止、早期発見・早期対応に当たっているほか、壮瞥町教育委員会として独自のいじめの問題の取り組みに係る調査を実施しました。

各学校においては、いじめを未然に防止するため、道徳教育の充実を図り、児童生徒の心の成長に努めたほか、校内生活委員会を中心に、児童生徒が主体となって、いじめの防止の取り組み等を実施しました。

今年度のいじめの認知件数は、5件でしたが、早期の状況把握といじめの解消の対応にあたり、いじめが解消したもの4件、解消に向けた取組を行っているもの1件となっています。

《内部評価》

いじめの問題に関する調査をはじめ、各種アンケートや教育相談を実施するなど教職員と児童生徒の信頼関係の醸成や児童生徒の理解、人間関係の把握など小さなサインを見逃さない生徒指導の徹底を図ったことで、いじめの実態把握と速やかな対応につながったことから、今後も継続して取り組んでいきます。

また、いじめや不登校を防ぐための道徳教育の充実の取り組みとして、参観日での道徳の授業公開等を行ったことで、教職員の意識も高まってきたものと考えます。

《課題と方向性》

いじめを防ぐために、小さなサインを見逃さない生徒指導の徹底を引き続き行っていくほか、児童生徒の理解、指導のための研修機会を増やし、教職員の指導力向上に継続して取り組んでいく必要があると考えます。

また、いじめを防ぐためには、児童生徒が主体的に考え、行動し、いじめを根絶する取り組みの強化を図るとともに、道徳教育を通じた多様な価値観の醸成を図っていくことが必要と考えます。

道徳的価値には、おもいやり、規範意識、畏敬、伝統文化、環境保護、自己の価値観等様々なものがあり、これらを高めていくよう、道徳教育に係る一層の教材研究と授業力の向上の取り組みを引き続き行っていくことが重要と考えます。

《外部意見》

いじめはどこの地域でも起こりうるものです。子どもたちの普段の何気ない生活の中で細かな変化に目を向けていく小さなサインを見逃さない観察力が重要だと考えます。道徳教育の充実だけでいじめを防ぐことは難しいことかもしれませんが、自然観察などで子どもたちの感性を養い、子どもが心豊かに成長してくればいじめも減っていくのではと考えます。また、学校外でのいじめ等、学校で目が届かない場面も考えられますので、地域社会が子どもを見守っていくことも必要だと思います。

《重点施策》 2. 豊かな人間性の育成と健康と体力づくり

《点検・評価項目》 2) 特別支援教育の取り組みについて

《取組状況》

児童のつまづきや困り感を軽減し、サポートを行うため、今年度は、壮瞥小学校に、保護者了解のもと特別支援教育支援員を3名配置しました。前年度よりも1名増となりましたが、これまで校内体制の枠組みで支援していた児童について、学校及び保護者の要望により、1学期の後半から支援員を配置し、当該児童や教員のサポートを行いました。

継続した取り組みとして、特別支援教育連携協議会及び専門部会において、保育所からの意見や各学校現場での状況や対応などの情報共有と、保育所から中学校までの継続した支援を行い、適切な就学に向けての活動を行いました。

また、特別支援教育の重要性を周知するため、就学時健診時に、保護者に向けた特別支援教育についての講演会を行いました。

《内部評価》

各保育所から就学予定児童の情報の聞き取りや各小中学校との情報共有、また、行事以外でも保育所や学校を訪問し、実際に児童の様子を見ることで状況の把握に努めると共に、支援員による状況報告に基づき、児童の困り感等を担当者が把握することで、指導現場での困り感の理解と、今後の支援についての必要な対応と関係機関等との連携の検討、推進を図ることができ、壮瞥町ならではの特色ある取り組みができたと考えます。

また、教員、保健師、保育士、伊達高等養護学校と連携を密にし、年々増加する対象児童の把握と対応に努めました。

特別支援教育の理解のためには、できるだけ早い段階で保護者へのアプローチが必要と考えますが、「特別支援教育」のさらなる周知が急務であると考えます。

《課題と方向性》

支援を要する児童については、一人ひとりにあったプログラムを考え、指導することが大切ですが、通常学級では、担任教員だけの対応では難しいため、特別支援教育支援員を活用しながら、関係機関との連携を密にした取り組みが必要と考えます。

また、特別支援教育は、保護者の理解が不可欠ですが、関心を寄せる保護者は決して多くないことから、その理解と重要性を広く周知するため、今年度実施した就学時健診時の講演会など、保護者が必ず参加する行事の中で講演を行うなどの対応が必要と考えます。

なお、講演を実施するにあたっては、特別支援教育スーパーバイザーやスクールカウンセラー等の専門家の活用がより効果的であると考えます。

《外部意見》

就学時健診時に保護者へ向けた特別支援教育についての講演会を行ったことは本当に大きな取り組みをされたと思います。特別支援教育は理解が浸透しづらい問題があります。小学1年生に入学される時に保育所と小学校とで情報を共有し子ども一人一人の特性を把握することで、子どもを伸ばすことにつながるものと思います。これからも、保護者の理解が深まり、温かく見守ってもらえるような投げ掛けをお願いします。

《重点施策》 2. 豊かな人間性の育成と健康と体力づくり

《点検・評価項目》 3) 健康と体力づくりの取り組みについて

《取組状況》

学校評価の共通取組目標として、体力向上に向けた活動の実施を掲げ、各学校において、以下の取り組みを行いました。

壮瞥小学校では、縄跳びカードを利用した学年目標の設定と記録の更新の取組と、体力・運動能力テストの持久走の検証を行いました。

久保内小学校では、体育授業の充実、北海道一周マラソン、縄跳び発表会、食育教育の実践に取り組みました。

壮瞥中学校では、保健体育科における多くの領域の学習体験の充実に取り組みました。

久保内中学校では、体力・運動能力テスト結果を踏まえた武道（剣道）、水泳、スキー大会、全校体育の取組による体力向上意欲の高揚と、「早寝、早起き、朝ごはん」運動の推進に取り組みました。

《内部評価》

健康と体力づくりに係る各取組については、学校評価で定めた達成基準を満たすものもある一方、達成基準を満たすことができないものもありました。

また、児童生徒の体力・運動能力の現状把握と、今後の健康づくり、体力づくりを進めていく上で解決すべき様々な課題を知ることができました。

今年度の取り組みの考察・分析により、次年度以降の取り組みについての改善策等を策定できたことは、次年度以降の児童生徒の健康と体力づくりの具体的な取り組みに活かすことができる素地を作りえたことは、一定の成果があったと評価しています。

《課題と方向性》

健康と体力づくりを進めていくため、次年度以降、体育科の年間指導計画の見直し、改善や児童生徒が自分の体力向上を意識できるような指導を図る取り組みが必要と考えます。

また、児童生徒の運動習慣の改善を図るため、規則正しい生活習慣の定着を家庭に働きかける取り組みも継続して行っていく必要があると考えます。

健康と体力づくりについては、社会教育事業や総合型地域スポーツクラブと連携した事業の活用も視野に入れた取り組みを行っていく必要があると考えます。

《外部意見》

学校で取り組まれています、なわとびカードや北海道一周マラソンなど、具体的な目当てがあると子どもたちの意欲が高まって、非常に良い効果が表れていると思います。また、社会教育事業を通じて行う事業は子どもたちの体力向上に欠かせないものとなっており、総合型地域スポーツクラブでは子どもたちが意欲的に取り組んでスポーツに親しんでいます。このような取り組みは大変重要と考えていますので、これからも継続した活動をお願いします。また、そのような活動に参加しやすいよう、家族でスポーツを楽しむ機会もあれば、より体力の向上につながっていくのではと感じます。

《重点施策》 3. 開かれた学校づくりと安心して学べる環境づくり

《点検・評価項目》 1) 学校評価の取り組みについて

《取組状況》

平成23年度に策定した「そうべつ学校評価マニュアル」に従い、壮瞥町型の学校評価システムの本格運用と学校評価を今年度実施しました。

学校評価の実施にあたっては、①基礎・基本の着実な定着、②道徳教育の充実、③体力向上に向けた活動の実施の3点の共通取組目標と、各学校ごとに5～6項目の学校取組目標を設け、具体的取組、観点、達成基準を定めた学校評価書による学校評価に取り組みました。

学校評価書は、各学校において全教職員が参加して組織された学校評価委員会によって作成され、具体的取組については、学校評価委員会による自己評価とともに、保護者、地域住民等で構成された学校関係者評価委員会による評価、提言をいただき、学識者等により構成された第三者評価委員による総合的意見をいただきました。

《内部評価》

壮瞥町型学校評価システムと学校評価については、初年度の取り組みということもあり、システムの理解、共通取組目標の設定及び学校評価の実施方法等について、校長会、教頭会との綿密な協議を経てからの実施となり、マニュアルで定めるスケジュールよりも遅れて学校評価がスタートしましたが、全教職員が関与し、達成基準を意識した取組が行われ、概ねマニュアルに沿った学校評価が行えたと評価しています。

また、自己評価により把握できた各学校の課題とその改善策を定めることができたことや、学校関係者評価委員及び第三者評価委員から自己評価結果についての評価と改善への提言等をいただき、次年度以降の学校改善に反映することが期待でき、壮瞥町の目指す学校評価の取り組みの成果があったものと評価しています。

《課題と方向性》

学校評価書の作成にあたっては、誰にでもわかりやすいものとするため、重点的な取組の精選と具体的な取組内容、評価基準を明確にする改善を図り、学校評価の精度を更に高めていくことができると考えます。

また、今年度は、全体の進行がマニュアルに定めるスケジュールより遅れ、次年度の学校評価の取り組みにも影響したことから、次年度においては、評価時期、会議の日程等をあらかじめ年間行事等に組み込んでおくなど、計画的な学校評価を実施する改善を図る必要があります。

今後も、壮瞥町型学校評価システムの定着を図り、充実した学校評価の実施と、学校運営の改善、信頼される開かれた学校づくりを進めます。

《外部意見》

壮瞥町型の学校評価システムが本格運用となったばかりで、評価されたことがどのように反映されるのかは今後の運用を待たなければわかりませんが、学校評価に全教職員が関与し、達成基準を意識した取り組みをすることで日頃の授業をふりかえりながら次の授業を行うことができるシステムであると感じます。評価を行うことにより、出てくる課題が明確化され、次年度への目標となり、教職員全員で一つの目標に向かって進んでいくものと思います。非常に良い取り組みであり、今後も継続した取り組みをお願いします。

《重点施策》 3. 開かれた学校づくりと安心して学べる環境づくり

《点検・評価項目》 2) 児童生徒の安全確保の取り組みについて

《取組状況》

東日本大震災を教訓として、災害発生時に的確に行動できるよう、洞爺湖有珠山ジオパークの活用や防災学識アドバイザーなどによる地域の自然、防災教育を更に充実させるため、今年度は、文部科学省委託事業「体験活動推進プロジェクト」の指定を受け、壮瞥町防災キャンプ事業に取り組みました。

本事業は、「学校安全の推進に関する計画（H24.4.27閣議決定）」の主旨を踏まえ、「災害がおこった時に、状況を的確に判断し、自ら行動し生き抜く力を育てる。」「災害時に防災活動の中核を担う高校生リーダーを育てる。」等を目的に、高校生リーダーの養成や火山噴火による災害発生時の適切な対応や地域における過去の災害を学ぶ機会を提供しました。

《内部評価》

防災キャンプ事業の実施に当たっては、町防災学識アドバイザー、洞爺湖有珠火山マイスターや関係機関の代表者で構成する壮瞥町防災キャンプ事業実行委員会が事業内容の検討、決定を行い、運営にあたりました。

高校生リーダー養成研修には、壮瞥高校生10名の参加がありました。

8月17日から19日に開催した防災キャンプでは、小中高生、保護者等30名の参加があり、また、運営にあたっては、教職員、町職員など33名の協力をいただきました。

元岩手県釜石市消防防災課長の末永正志氏を招へいし、東日本大震災での『釜石の奇跡』について講話をいただいたほか、避難所の設営、避難生活の体験、昭和神山・有珠山のフィールド学習、気象実験、消防施設見学等の体験活動を実施し、防災意識の高揚に努めました。

《課題と方向性》

壮瞥町防災キャンプ事業は、参加者が自ら防災について考え、そして体験を通じて学ぶことができる大変貴重な機会となりました。火山と共生していかなければならない地域にあることから、防災教育は欠くことの出来ない重要なものです。

壮瞥町の歴史や自然、火山について学習する「子ども郷土史講座」など各種事業に防災キャンプ事業の成果を引継ぎ、更なる防災教育の充実と防災意識の高揚を図る取り組みを進めていくことが重要と考えます。

また、防災教育のほか、地域安全協会等の協力による「防犯活動」や、「生徒指導連絡協議会」による情報の共有とともに、各学校での「危機管理マニュアル」の点検を促すなど、事件・事故の未然防止にも引き続き努めます。

《外部意見》

壮瞥町でなければできない、壮瞥町ならではの事業であり、フィールドワークや体験活動など、素晴らしい取り組みであったと思います。間近に災害の恐れがある地域ですので、子どもたちが災害時にどう行動するべきかを引き出す知識をこのような事業によって身に付けさせる良い機会になったと感じますので、今後の事業に期待します。

《重点施策》 4. 小中学校の適正配置と学校給食

《点検・評価項目》 1) 小中学校の適正配置について

《取組状況》

小中学校の適正配置については、地域における学校の役割や精神的なつながりなどにも配慮しつつ、児童生徒の好ましい学習環境を確保することを最優先課題として検討することが重要です。

今年度は、平成21年に策定した「適正配置基本方針」を基に、近隣市町における適正配置の実施に係る調査を行うとともに、町の行う定住施策と定住人口の動向をみながら、生徒数の推移、子どもたちにとって望ましい教育環境についての検討を行い、「適正配置基本方針」の改定と、「適正配置基本計画」の策定に向けた準備を進めました。

《内部評価》

小学校については、地域のシンボル、地域コミュニティの拠点で、その存在は地域にとって非常に重要であり、可能な限り地域に存続させることを基本としています。

また、中学校については、集団生活の中で社会での適応力や競争力など集団の中で発揮する力を養うことが求められ、充実した集団活動の展開や教科指導体制を確立する必要があることから、「適正配置基本方針」で示された基本的な考え方を基に、定住施策の動向を踏まえた上で基本的な考え方を整理し、「適正配置基本計画」を策定していくことが必要と考えます。

《課題と方向性》

次代を担う児童生徒により良い教育環境を提供するため、中長期的かつ教育的な視点に立ち、より望ましい学校配置の在り方について、「適正配置基本方針」の改定と「適正配置基本計画」を早期に策定する必要があると考えます。

策定に当たっては、児童生徒の学習面、生活面、学校の運営面でのメリット、デメリットをについて十分検討した上で、結論を導く必要があると考えており、次年度以降においても継続して取り組んでいきます。

《外部意見》

地域や保護者の十分な理解を得ながら、子どもたちの教育環境が悪くならないよう、子どもたちのメリットを慎重に検討して、進めていただきたいと思います。

《重点施策》 4. 小中学校の適正配置と学校給食

《点検・評価項目》 2) 学校給食施設の更新・運営の方向性について

《取組状況》

昭和44年1月に供用開始した現在の伊達・壮瞥学校給食組合の共同調理場は、施設の老朽化が進んでおり、また、平成21年度に制定された学校給食衛生管理基準も満たしていないことから、給食組合では、今年度、学校給食センター整備に向けた検討調査を行ない、調査の結果、伊達市が事業主体となり、平成27年度中の稼働に向け、合併特例債等の有利な財源を活用した新たな給食センターを整備し、併せて、給食組合は平成25年度末をもって解散したい旨の考え方が示されました。

《内部評価》

学校給食センターの整備に係る考え方では、伊達市がPFI方式による整備を図ることとし、壮瞥町への費用負担を求めない旨の考え方が示されました。

また、給食組合解散後については、壮瞥町からの業務委託により従前と同様に学校給食を提供し、給食の提供に係る費用負担についても、これまでと同程度とする旨の考え方も併せて示されました。

これまで懸案であった給食センターの整備について、一定の方向性が示され、整備へ向けた成果が現れたものと評価しています。

《課題と方向性》

「給食センターの老朽化に係る今後の基本的な方針」で示された今後の進め方のおり、給食センター整備と給食の提供を進める方向でいきたいと考えます。

また、今後は、給食組合の解散手続と解散後の給食の提供に係る費用負担の方法及び額、給食提供に係る委託契約手続等を滞りなく進めていく必要があると考えますので、伊達市教育委員会、伊達・壮瞥学校給食組合と連携を図りながら執り進めていきたいと考えます。

《外部意見》

町単独で建設することよりも費用負担の面から、伊達市と継続した連携協力することがメリットが大きいのではと感じます。今後も継続した協議を慎重に進めてほしいと思います。

《重点施策》 5. 農業高校の特色を生かした人材の育成

《点検・評価項目》 1) 特色ある農業教育の実践と人材育成の取り組みについて

《取組状況》

昭和23年12月、伊達高等学校壮瞥分校として開設された壮瞥高校は、昭和27年11月に独立し、昭和41年4月には普通科から農業(園芸)科に学科転換し(昭和55年4月定時制から全日制課程に変更)、胆振唯一の農業高校として、農業後継者と地域社会を担う人材を育成・輩出してきました。生徒数は、近年、普通科志向と少子化により町内中学校からの入学も含め減少傾向が続いており、また、町立高校としての存在意義が問われています。

これらの課題を解決し、地域に開かれた学校づくりを進めるため、平成24年3月に策定した「新しい壮瞥高校づくり基本方針」に則り、具体的な学科及び教育課程の見直しと必要な教育振興策の実施に向け、新たな補助制度の検討、加工室設備の充実や校舎等教育環境改善などの制度化に向けた具体的な取り組みを行いました。

《内部評価》

教育振興策の実施に向け、新たな補助制度、加工室設備の充実や校舎等教育環境改善などの検討を基に、平成25年度予算に向けて、平成26年度からの学科転換を進めていく上で必要な予算化に取り組みました。

また、産業を支える担い手が不足し、人口の減少、高齢化の進展も顕著である壮瞥町の現状を鑑み、経済環境課と連携し、町内農家ででの就農研修事業を実施できたことは、町の産業を支える担い手の育成に向けた新たな取り組みとして評価します。

《課題と方向性》

基本方針に沿って、学校の充実・発展と地域に開かれた学校づくりの実現に向け、平成26年度からの学科転換と教育課程の見直しを進めるとともに、教育振興対策を具現化していく取組を進めていくことが、来年度以降も必要と考えます。

併せて、基本方針で示した新しい壮瞥高校のめざす姿とその実現に必要な様々な施策の実施について、議会への説明と理解を求めるとともに、町長部局等との連携を図り、地域の産業を担う人材の育成のため必要とされる措置を講じ、持続可能な地域社会の形成に必要な人材を育成していくために必要な取り組みを継続して実施していく必要があると考えます。

《外部意見》

学科転換を行うという新しい方針を示し、より魅力ある学校へ向けた取り組みは評価できると思います。今後は、老朽化した校舎等の環境整備の検討や入学希望者が広範囲から来られる仕組みを期待します。

また、農業教育の充実を図るため、他の農業機関との連携を図る取組が進められることを期待します。

《重点施策》 6. 生涯学習の推進

《点検・評価項目》 1) 家庭教育に関する取り組みについて

《取組状況》

町子育て支援センター及びそらべつ子ども園と連携し、今年度も「親子ふれあい事業」を2回実施しました。1回目は「手遊び・体遊び・ふれあい遊び」を実施し、9組18名の参加がありました。2回目は「ベビーマッサージ講座」を実施し、10組20名の参加がありました。

図書室「おはなし会」は毎月1回実施し、毎回10名程度の参加を得ていましたが、事業の認知度が上がったことから20名近い参加を得た回もあり、絵本の読み聞かせや、紙芝居など本を通じて良好な親子関係を築く目的が浸透してきたものと考えます。

また、年間6回程度行われる乳幼児健診時に、司書と保健師が連携してブックスタート事業を実施し、幼児をもつ保護者と乳幼児との係わりを持つとともに、本に親しみを感じてもらう機会を提供しました。

《内部評価》

「親子ふれあい事業」については、専門性を持った講師の指導により開催することで参加者の満足度も上がっているとの評価を得ております。また、参加人数が増えることによって、同年代の子どもを持つ保護者が知り合いになることにより、保護者間のネットワークが広がることも期待できます。

図書室「おはなし会」については、図書ボランティアの皆さんに協力をいただき、毎回興味を引く内容を実施することで参加者も増えており、図書室おはなし会やブックスタート事業の成果が出てきていると考えます。

《課題・方向性》

次年度以降も子育て支援センターや保育所等関係機関と連携協力して実施し、子育て支援の充実を図っていくべきと考えます。

事業内容については、参加者のニーズを発掘しながら興味を引く内容になるよう更なる工夫をしていく必要があると考えます。

各事業の実施に当たっては、乳幼児を対象とした他部署で行う行事等と日程が重ならないよう配慮することや、案内や周知方法についても工夫を重ねていきたいと考えます。

今後は、家庭教育に関する取組の充実を図るため、就学前児童・就学児童を持つ保護者を対象にした取り組みも実施していきたいと考えます。

《外部意見》

良いことと悪いことの区別を幼いときに教えるしつけが大事なことだと思います。課題と方向性の中にあるように、「就学前児童・就学児童を持つ保護者を対象にした取り組み」の中で、このような事業の実施を望みます。

《重点施策》 6. 生涯学習の推進

《点検・評価項目》 2) 青少年教育、成人・高齢者教育に関する取り組みについて

《取組状況》

青少年教育では、自分たちが住んでる町の歴史や自然を学習する「子ども郷土史講座」や自分の意見や考えを発表する「少年の主張大会」などを実施しました。また、優れた芸術鑑賞の機会を提供する「児童生徒芸術鑑賞会」や日本の伝統文化を知る「新春書き初め大会」を実施しました。

また、子ども会主催の「かるた大会」やスポーツ少年団との「スポーツ交流会」の支援協力を行っています。

成人・高齢者教育では、親子で楽しめる「夜空を見る集い」や「山美湖文化教室」、町文化協会その他社会教育関係団体の支援協力を継続して実施しました。文化団体や、グループ、サークルの発表の場として「壮瞥町文化祭」を実行委員会の主催で実施しています。また、高齢者を対象とした「山美湖大学」を月1回実施し、趣味や教養、健康維持の講座や見学旅行などのメニューを実施しました。

《内部評価》

「子ども郷土史講座」、「新春書き初め大会」などを中心に、壮瞥町の特色を生かした事業が効果的に実践され、次代を担う子どもたちの育成に成果が現れていると考えます。

壮瞥町子ども会育成連絡協議会の活動については、指導者の育成及び支援が課題であることから、今後も継続して取り組む必要があると考えます。

「山美湖文化教室」については、長く開催している教室については、自主的な活動による自立を促し、各種団体による多様な文化活動が行われる環境作りを行っています。

「山美湖大学」については、今年度より単位制として6単位以上習得で1学年修了という形を実施しました。今後も学生の要望を反映した事業を展開し、学習意欲が向上する事業となっているか検証していきます。

《課題と方向性》

青少年教育では、子ども会活動の支援協力を継続し、他市町の先進的事例などを参考に育成者や指導者の発掘育成に努めていきたいと考えます。

成人教育では、壮瞥町青年会、壮瞥町女性団体連絡協議会、各文化団体・サークルと連携を図り、今後とも協力体制を継続していくこととします。また、「山美湖文化教室」について、新たな教室・講座の発掘を積極的に行い、地域の課題解決に繋がるような内容も実施できるような仕組みづくりが必要と考えます。

高齢者教育では、「山美湖大学」で単位制を継続し、学習意欲を高めるとともに、魅力ある内容を提供し、生きがいと充実した生活に繋がるものにしていきたいと考えます。

《外部意見》

多岐に渡る事業が多くあり、良く取り組まれていると感じます。特に山美湖大学では事業をより良いものとなるように色々なプログラムに取り組み、実施方法にも目を向け改善を図っていますので、参加者も楽しめる内容になっているのではないかと思います。実施した事業をふりかえり、次へ改善する努力は非常に評価できるものと思います。今後も継続した事業展開をお願いします。

《重点施策》 7. 芸術・文化の振興と読書推進

《点検・評価項目》 1) 芸術・文化の振興の取り組みについて

《取組状況》

壮瞥町地域交流センターでは、運営ボランティア実行委員会と教育委員会が連携を図り、地域の芸術・文化の拠点として、各種事業を実施しました。

実行委員会の主催事業は、以下のとおりです。

6月 7日 ミュージカル公演「ダウンタウン・フォーリーズ」 223名来場

9月 2日 演劇「王将 坂田三吉」 113名来場

12月16日 札幌ジュニアジャズスクールコンサート」-壮瞥中学校吹奏楽部との共演- 224名来場

その他、文化協会主催事業、壮瞥町文化祭などの事業が行われました。また、芸術鑑賞ツアーでは、「大原美術館展」、「木下大サーカス」、「森山良子コンサート」などを実施したほか、児童生徒芸術鑑賞会、山美湖文化教室等の生涯学習活動が行われました。

《内部評価》

普段触れることの少ない優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供することによって、芸術文化に対する意識の高揚が図られ、町民自らの芸術文化活動にも大きな刺激を与えられたものと考えます。

また、町民が自らの活動に対して使用料を負担することや、地域交流センター運営ボランティア主催事業等には入場料を支払い鑑賞する意識の定着にも寄与しているものと考えます。

各事業ごとに行ったアンケートの結果では、各事業とも概ね好評で、とても良かった、とても楽しかったという感想が多くありましたが、一方でものたりなさを感じた等の意見もあったことから、今後の事業実施にあたっては、アンケート結果を参考に、ニーズを反映した事業計画を立てるなどの工夫を継続していきます。

《課題と方向性》

今後も地域交流センター運営ボランティア実行委員会と連携を図り、住民のニーズを的確に把握し対象年代、開催日時を考慮しながら、今後も事業展開をしていきます。

地域交流センター山美湖の特徴を生かし、住民ニーズにあった事業実施には町交付金以外の財源確保が必要と考えます。また、町の芸術文化活動の拠点施設として必要に応じて備品、設備を備え利用環境を整えることも重要と考えます。

地域交流センター運営ボランティア主催事業以外の芸術文化事業も積極的に招聘し、多くの皆様に使用していただける施設として、引き続き情報発信に努めます。

実行委員会については、メンバーを増やす努力を継続的に実施するとともに、多様な芸術・文化活動が行われるよう、自主運営団体の組織化や自主財源の確保などの取組を進める必要があると考えます。

《外部意見》

運営ボランティアの方々と教育委員会職員の連携により、大きな取り組みをされております。このような活動は、お金を支払う芸術的価値等、芸術文化に対する意識の高揚が町民の方々に浸透してきているものと感じます。限られた予算の中で、町民の要望に幅広く応えられるよう、これからもボランティアの皆さまのご協力をいただきながら、継続した取り組みをお願いします。

《重点施策》 7. 芸術・文化の振興と読書推進

《点検・評価項目》 2) 読書推進の取り組みについて

《取組状況》

今年度も引き続き、図書ボランティアとともに、読書活動の推進に努めました。

主な取り組みは、毎月図書ボランティア定例会を開催し、イベントの企画運営、図書室の装飾や蔵書の展示、図書室でのおはなし会や図書分室での朗読会や布絵本作り・講習会など、幅広く活動しました。また、読書活動推進計画に基づいて実施する図書フェスティバルの企画運営や保育所園児を対象とした人形劇公演、大人向けの講演会等を実施し、図書室が町民に身近に感じてもらえるような事業を実施しました。

さらに、各学校図書室の整備のため、司書の指導の下、蔵書のシステム化を進めるとともに、年5回の移動図書を継続して実施したほか、小学校を会場にした学校ブックフェスティバルや、保育所や青少年会館への移動図書も行い、多くの子どもたちが図書室の本に触れる機会を提供しました。

《内部評価》

今年度の図書室来館者、貸出人数、貸出冊数は、次のとおりでした。

- ・来館者数 5,075人(平成23年度 5,356人) 281人減
- ・貸出人数 2,982人(平成23年度 2,876人) 106人増
- ・貸出冊数 12,847冊(平成23年度 12,444冊) 403冊増

平成23年度に比べ、来館者数が約300人減少しましたが、貸出人数が100人ほど増加し、貸出冊数も約400冊増えています。

各施設への移動図書の実施や学校ブックフェスティバルの実施によって、図書室に足を運べない方にも、本を手にとる機会を数多く提供しました。また、毎月開催しているおはなし会では、参加人数が少しずつ増加しており、図書ボランティアの方の協力により、読書に興味をもってもらえるような工夫を取り入れている成果が十分に現れていると考えます。

《課題と方向性》

町民の中には、まだ図書室の存在を知らない方がたくさんいると考えられるので、今後は、図書室を利用したことがない人や、読書に関心のない人に、図書室を活用してもらい、読書に目を向けてもらうための周知、広報活動の工夫が必要だと思います。

また、高齢者を対象とした事業の展開や、本の選定などにも力を入れていくことで、子どもから大人までが楽しめる、充実した読書環境の整備に引き続き取り組んでいく必要があると考えます。

《外部意見》

図書ボランティアの皆さまの取り組みはたくさんの方々のアイデアで町民の方々が本に親しまれるよう頑張っていたいただいております、ありがたいことだと思います。また、小学校を会場とした「学校ブックフェスティバル」の実施は、子どもたちにとって本と触れ合う大変良い取り組みであったと思います。今後は、図書室に子ども向けや大人向けのDVD等、映像分野の展示コーナーを検討いただくと来客者数の増につながるのではないかと思います。

《重点施策》 8. 国際理解教育の推進とスポーツの振興

《点検・評価項目》 1) 国際理解教育の推進の取り組みについて

《取組状況》

平成5年（1993年）に調印されたフィンランド国ケミヤルヴィ市との友好都市宣言に基づき、今年度は、中学2年生全員19名と引率者6名の計25名からなる派遣団による第18回目となる中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業を実施しました。

英語指導助手については、町が独自に採用し、毎週各校へ派遣し英語学習の指導に当たらせるほか、子ども郷土史講座や社会体育事業、中学生フィンランド派遣事業の事前研修会などでも活用しています。

また、第25回昭和新山国際雪合戦に参加するフィンランドチームに同行してケミヤルヴィ市長が来町した際に、友好都市宣言20周年を機に、今後の更なる友好関係を深めることを目的とした壮瞥町とケミヤルヴィ市友好都市提携契約調印式が2月22日に行なわれました。

《内部評価》

中学生フィンランド派遣事業は、ほとんどの中学生が初めての海外でホームステイなどを体験する事で、コミュニケーション力や自立心が大きく成長しています。又、派遣前に事前研修を実施し、ケミヤルヴィ市との交流の沿革や海外研修の趣旨を理解した上で派遣するようにしています。壮瞥町でしか体験出来ない貴重な事業であることを理解し、異国の文化に積極的に触れる事で、国際感覚だけでなく町の代表としての自覚なども養っています。

英語指導助手関係では、学校で英語授業をサポートするだけでなく、キッズスポーツクラブや郷土史講座などのフィールドワークに参加してもらい、社会教育事業を通じて自然と英語に触れる機会を作るよう取り組んでいます。

《課題と方向性》

中学生フィンランド派遣事業では、派遣前の備えを十分に行う事で国際理解教育を推進出来ると考えるので、効果的な事前研修の実施に向けて学校などと協議したいと考えます。

また、広報や報告書の作成だけでなく、保護者や町民に向けた派遣後の報告会を開催し、事業の成果を報告すると共に、町民も含めた国際交流事業となるように取り組んでいきたいと考えます。

英語指導助手関係は、継続して学校授業のサポートをするほか、授業だけでなく課外授業や行事などにも積極的に活用してもらえようになりたいと考えます。

《外部意見》

フィンランド国派遣事業は、ただ研修に行ってくるということではなく、事前の研修が充実しているからこそ、実際に現地へ行ったときの貴重な体験や勉強が、子どもたちの心に響くものになっていると思います。この事業で培ったコミュニケーション力や自立心は、成長とともに大きくなっていき、社会人となったときに実を結ぶものになることを期待します。

今後は町民の理解と子どもたちの研修意識が高まることを期待し、派遣後の報告会の開催を希望します。現在の形での事業実施には限りがありますが、充実した事業の実施と、事業終了後も何らかの形で色々な国の文化や生活を体験できる事業の整備をお願いします。

《重点施策》 8. 国際理解教育の推進とスポーツの振興

《点検・評価項目》 2) 生涯スポーツ社会の実現を目指す取り組みについて

《取組状況》

社会体育の取組としては、保育所、小学校低学年を対象としたキッズスポーツクラブ活動や小学生から一般を対象としたスイミングスクールやスキースクール、中学生から一般を対象としたミニバレーボール大会などを行っています。各事業の内容検討や運営などは、10名で構成するスポーツ推進委員が行っています。

また、町内体育団体の協力支援を行っており、主に町体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ地遊クラブ“ジョイ”の活動を支援しました。

特に総合型地域スポーツクラブ地遊クラブ“ジョイ”の活動については、少年団などに所属していない児童のスポーツ活動の場となっており、町内のスポーツ推進に果たす役割が大きいことから、事業企画や運営、事業の周知などの支援も行いました。

《内部評価》

社会体育事業では、キッズスポーツクラブで幼少期からスポーツに親しむ機会を提供し、スイミングスクールやスキースクールでは町内施設を活用し、子どもから大人まで愛好者の拡充を図っております。また、キッズスポーツクラブ活動では、JFA公認A級コーチ資格を有する教員の協力の下、活動内容の充実と事業を通じた学社連携にも繋がったと考えます。

団体活動支援では、12月に町体育協会と共催で管内体育協会の研修会を開催し、体協活動の支援や町内指導者の育成を行いました。

総合型地域スポーツクラブ地遊クラブ“ジョイ”の活動は、少年団などに所属していない児童のスポーツ活動の場となったり、壮小、久小の児童がスポーツを通じて一緒に活動したり、スポーツ観戦ツアーやパークゴルフを通じて高齢者と小学生が交流する場となるなど新たなスポーツコミュニティの形成に資するものとなっています。

《課題と方向性》

社会体育事業では、スポーツ推進委員を中心に積極的に参加者を募り多くの人に身体を動かす機会を今後も提供したいと考えております。

地遊クラブ“ジョイ”活動は学校や少年団などこれまでのカテゴリーにとらわれない新しいスポーツ活動が可能であるため、小学生だけでなく中学、高校の部活動などを含めた活動について協議、検討し、町内のスポーツ環境の充実を図っていきたいと考えます。

また、今年度、クラブマネージャーを配置したことで地遊クラブ“ジョイ”の運営面や事業の企画などが大幅に改善されたことから、今後もクラブの運営を支える人材確保の支援のほか、町体育協会やスポーツ少年団本部活動とも連携し、指導者養成研修などを実施していきたいと考えております。

《外部意見》

教育委員会が実施するキッズスポーツクラブやクラブマネージャーを配置した総合型地域スポーツクラブ地遊クラブ“ジョイ”の活動は、小さいときから色々なスポーツを体験することができ、また、スポーツを通じて、小学生と異なる世代同士の交流をすることができる大きな収穫であると感じます。子どもたちの体力と運動能力向上の一助となるよう、これからもこの素晴らしい活動を継続していただきたいと思います。

平成24年度壮瞥町教育行政執行方針

現在、我が国は、少子高齢化や高度情報化、グローバル化の進展など、社会が急速に変化する中で、低迷する雇用・経済情勢も加わり、極めて危機的な状況にあります。

教育の分野においては、生活環境が大きく変化し、家庭の教育力の低下や人間関係の希薄化に加え、「学力や学習意欲」、「体力や運動能力」の低下、「規範意識の欠如による問題行動」の増加など、様々な課題に適切に対応していくことが求められております。

そうした中、時代の変化の波を乗り越え、持続的な地域社会の形成には、ふるさとを愛し、地域の発展に貢献する人材を育成することが不可欠です。

教育は、「人格の完成を目指し、社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な人間を育成する」普遍的な使命があります。

教育委員会といたしましては、「教育」は「人づくり」であり、「本町の活力や発展の基盤である」との認識のもとで、平成24年度を「新たなスタートの年」と位置付け、全力で取り組んでまいります。

以下、その施策の概要を申し上げます。

I 学校教育

はじめに、学校教育についてであります。現在、学校に求められるのは、「確かな学力の向上」「豊かな人間性の育成」「健康と体力」など「生きる力」を育むことです。

1 社会を生き抜く「確かな学力」を育む

「確かな学力の向上」については、平成23年6月に北海道の教育行政執行方針において、平成26年度の全国学力調査までに学力を「全国平均以上」にすることを目標に掲げたところであり、学力向上への関心と期待が高まっております。

平成23年度の全国学力・学習状況調査については、東日本大震災により国としては実施しませんでした。9月末に道内の希望校を対象に実施され、その結果につきましては、本町の小学校・中学校の正答率は、全道平均を上回っております。

本町の小中学校は、胆振管内学力向上アクションプラン推進校に登録し取り組んでおりますが、この結果を各学校や学力向上推進委員会で分析し、日常の学習指導方法の工夫・改善を胆振教育局等と連携して支援し、現在の水準をより高める取組を進めてまいります。

このため、教員加配など必要な体制を整え、学力検査への新たな助成、継続して朝読書や放課後学習を推奨し、昨年度作成した「家庭学習のてびき」の活用など、学習習慣の確立を図り、基礎・基本の着実な定着を目指してまいります。

また、一人の教師の確かな教育実践が、子どもたちの成長に直結します。教師は、子どもたちの熱いまなざしや、興味・関心を引き出すために、教師自身が常に学び、新しいことに挑戦していく姿勢をもち続けることが不可欠であります。このため、管理職や先輩教師による指導方法の工夫・改善を徹底するとともに、各教科における言語活動の充実など、本町教育研究会の活動をより活発化し、主体的な校内研究の実施を奨励し、教職員の資質向上を目指す取組を推進してまいります。

また、教育効果を高める「小中学校の密接な連携」「学校種間連携」についても、教育研究会の活動の中で推進する環境づくりを行うとともに、幼児期と学校教育をつなぐ「幼・小連携」についても取り組んでまいります。

さらに、読書推進については、学校図書の整備や朝読書の推進、図書司書の巡回や移動図書事業等を進めてまいります。

2 豊かな人間性の育成と健康と体力づくり

次に、「豊かな人間性の育成」については、ボランティア団体と連携した自然体験、社会体験など特色ある教育活動を推進するとともに、道徳教育の充実を図り、「生命の尊重や他人を思いやる心」、「規範意識や倫理観」などの醸成に努めてまいります。

特別支援教育については、一人一人のニーズに応じた指導及び必要な支援を行うため、各学校、学識者、保健師、保育士等で構成する特別支援教育連携協議会が連携、協力し、適切な指導が行われるよう支援員を配置し、学校の取組を支援してまいります。

不登校・いじめなどの問題については、「スクールカウンセラー」を活用し、教育相談活動の充実を図るとともに、関係機関と連携した人権教室の実施など、「未然防止」と「早期発見」を図る学校の取組を進めてまいります。

次に、「健康と体力づくり」については、各学校の体育行事や体力向上を目指した学習指導の徹底を図り、地域指導者と連携した武道指導を支援します。また、保育所や小学校低学年を対象としたスポーツ教室、スキーや水泳教室の実施など、スポーツを通じた健康と体力づくりの推進に努めます。

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校農園の活用や、家庭と連携した基本的な生活習慣の指導の充実を図ってまいります。

3 開かれた学校づくりと安心して学べる環境づくり

「生きる力」を育むためには、家庭や地域全体で子どもたちの教育に取り組むことが大切であります。平成23年度に実施した「学校評価の充実・改善委託事業」の成果を基盤として、学校、家庭、地域が一体となった学校運営を推進してまいります。

また、「子ども議会」の開催を継続し、各学校における「親学講座」の開設やPTAが主催する教育講演会など、継続した取り組みを支援してまいります。

「学校支援地域本部事業」については、地域の皆さんの協力を得て、読み聞かせやスキー授業などを実施しておりますが、今後も継続してまいります。

次に、児童・生徒の安全確保については、昨年3月11日の震災を教訓として、災害発生時に教職員や子どもたちが的確に行動できるよう、洞爺湖有珠山ジオパークの活用や防災学識アドバイザーなどによる地域の自然、防災教育を更に充実させてまいります。

また、地域安全協会や老人クラブ連合会の協力による「防犯活動」や、「生徒指導連絡協議会」による情報の共有とともに、各学校での「危機管理マニュアル」の点検を促すなど、事件・事故の未然防止に努めてまいります。

さらに、学校施設の適切な維持管理に必要な補修やスクールバスの更新などを行い、安心して学べる環境づくりを推進してまいります。

4 小中学校の適正配置と学校給食

次に、小中学校の適正配置については、全国的な少子化の傾向から、近隣市においても学校再編が進められております。

新年度においては、平成21年に策定した「適正配置基本方針」を基本に、「適正配置基本計画」の作成に着手し、子どもたちにとって望ましい教育環境について検討し、定住施策と生徒数の動向を見据え、方向付けを行う考えであります。

学校給食については、昭和44年より伊達・壮瞥学校給食組合により提供されておりますが、伊達市では施設の老朽化について、新年度には考え方をまとめる方針と承知しております。本町では、単独での設置も含め検討し、方向性を導き出してまいります。

5 農業高校の特色を生かした人材の育成

次に、壮瞥高等学校についてであります。本年3月の卒業生14名の進路は、4年制大学への進学1名、専門学校2名、就職等11名で、うち農業関係については6名となっており、厳しい経済と雇用情勢下、希望者の100%の進路が確定したことは、教職員の努力の成果であると評価しております。

新年度の志願状況については、定員40名のところ一般受検15名、推薦3名

の18名で、内訳は、壮瞥町3名、伊達市9名、室蘭市2名ほか近隣4名となっております。

生徒数の確保については、近隣の高等学校においても大きな課題ではありますが、中学校訪問や進路説明会、中学校指導者との協議などに取り組むとともに、引き続き特色ある農業教育の実践と安定した進路の確保に努めてまいります。

一昨年から課題としていた「町立高校として求められる姿」については、町部局、学校とともに検討委員会を設置し検討してまいりました。産業を支える担い手が不足している本町にとって、農業に関する知識と技術を習得させる農業高校の役割は重要で、人が生きる根源である食の生産に関わる人材の育成は、明日の日本を担う人材の育成でもあります。

この基本認識にたち、胆振管内唯一の農業高校である特色を生かし、農産物の生産、加工、流通などに関する知識・技術を習得させる教育課程に見直すとともに、学校長と教職員が一丸となり、地域と連携する研修や、農業クラブ・プロジェクト活動を行うなど地域産業を担う人材の育成に努め、町民に支持される学校づくりを進めてまいります。

以上、学校教育について述べましたが、学校は、地域の貴重な「知の拠点」です。

本町は、伝統的に学校と地域の結びつきが強く、地域の教育力は高いと言われています。学校と地域の連携は、子どもたちの育ちにとどまらず、生涯学習、大人たちの学びの拠点を創造することにつながります。

本町の学校は高校も含め全て町立であり、その特色を生かして、教職員、保護者、住民がともに成長する「地域とともにある学校づくり」を強力に推進してまいります。

II 社会教育

次に、社会教育についてであります。高齢化が進展する中、町民の皆さんが生涯にわたって、暮らしに生きがいと充実感を感じながら、健やかに豊かな生活を送ることができるよう、様々な学習機会を提供することが求められております。

本町では、平成22年度を初年度とする第6次社会教育中期計画に沿って、関係団体や住民の皆さんとの協働のもと、地域の人材や資源を活用し、ふるさと教育や芸術文化の振興、読書の推進、体力の向上などの生涯学習事業を進めております。

社会教育では、地域の特色ある人材、文化財や洞爺湖有珠山ジオパークなど身近な教育資源を活用し、本町の新たな魅力の発見と、ふるさと・郷土愛を育む教育を進めてまいります。

1 生涯学習の推進

家庭教育については、町部局や関係機関と連携し、子育てや乳幼児教育に関する情報提供と学習活動を継続し、親子ふれあい事業などを通して信頼関係を育むとともに、生活習慣などの意識啓発を図り、教育の基本である家庭の教育力向上に努めてまいります。

青少年教育については、郷土の自然や文化に理解を深める子ども郷土史講座や芸術鑑賞会をはじめ、少年の主張大会や日本の伝統文化である新春書初め大会などを通し、青少年の豊かな心と生きる力を育む取組を進めてまいります。

成人・高齢者教育については、自主的な学習活動を支援する文化教室や、生涯にわたり、健康維持と生きがいのある充実した生活ができるよう、体力の増進と趣味教養の向上を図る山美湖大学など各事業を継続して推進してまいります。

女性団体連絡協議会や青年会等の活動を継続して支援し、リーダーの養成や活動の活発化を図るとともに、活動の拠点となる地域交流センターなどの施設の適切な維持管理と必要な備品の充実に努めてまいります。

2 芸術・文化の振興と読書推進

次に、芸術・文化の振興については、地域交流センター運営ボランティアや各種団体との連携を図り、自主的な文化・芸術活動の機会と、発表の場の提供に努めてまいります。

本町の歴史を後世に継承する文化財については、老朽化した紫明苑の改修、保護と活用に取り組むとともに、郷土史料館に集積されている有形文化財を史料館友の会などの協力を得て台帳の整理などの作業を進めてまいります。

読書推進については、読書活動推進計画に基づき、図書資料の充実に努めるとともに、ボランティア団体との協働による読み聞かせ会や図書フェスティバル、講演会等を開催するなど、町民が気軽に足を運べるような図書室の運営に努めてまいります。

3 国際理解教育の推進とスポーツの振興

次に、国際理解教育については、平成7年度から実施している中学生フィンランド国派遣事業を継続し、本年秋にはケミヤルビ市からの訪問が予定されており、広く町民との交流の機会を作るとともに、町部局と連携し、新たな交流について検討してまいります。

小学校においても外国語活動が本格的に実施されており、異文化に対する理解やコミュニケーション能力の素地を養う視点に立ち、継続して英語指導助手を配置するとともに、社会教育事業などを通じ、身近に、より英語に触れる環境づくりに努めてまいります。

次に、スポーツの振興については、スイミングスクールやスキースクールなど各種スポーツ教室や町民歩けあるけ運動を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブ「地遊クラブ“ジョイ”」や体育協会との連携を図るなど、生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

本町を発祥とする雪合戦については、近隣市町などのスポーツ推進委員や子どもたちのスポーツ教室などを中心に普及と拡大に努めてまいります。

昨年8月にスポーツ振興法が50年ぶりに全部改正され、国家戦略として施策を総合的、計画的に推進することを目的としたスポーツ基本法が施行されました。施設の適切な維持管理を行い、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む環境づくりに努めてまいります。

Ⅲ むすび

以上、平成24年度の教育行政に関する主要な方針を申し上げます。

本町は、これまで多くの先人の英知、果敢な挑戦、たゆまぬ努力により幾多の困難を克服してきました。

教育は、一人一人の幸せな人生の実現の根幹であり、「地域づくり」は「人づくり」からを基本として、100年後のふるさとを想い、地域の教育力を高める各種教育施策を効果的に推進し、未来に希望の持てる「壮瞥町」を創ってまいりたいと考えております。

町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。